

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令参照条文

目次

○ 国家戦略特別区域を定める政令（平成二十六年政令第百七十八号）（抄）	1
○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）（抄）	1

○ 国家戦略特別区域を定める政令（平成二十六年政令第百七十八号）（抄）

国家戦略特別区域法第二条第一項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- 一 北海道の区域
- 二 宮城県及び熊本県の区域
- 三 宮城県仙台市の区域
- 四 秋田県仙北市の区域
- 五 福島県及び長崎県の区域
- 六 茨城県つくば市の区域
- 七 千葉県千葉市及び成田市、東京都並びに神奈川県の区域
- 八 新潟県新潟市の区域
- 九 石川県加賀市、長野県茅野市及び岡山県加賀郡吉備中央町の区域
- 十 愛知県の区域
- 十一 京都府、大阪府及び兵庫県の区域
- 十二 大阪府大阪市の区域
- 十三 兵庫県養父市の区域
- 十四 広島県及び愛媛県今治市の区域
- 十五 福岡県北九州市及び福岡市の区域
- 十六 沖縄県の区域

○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）（抄）

（定義等）

第二条 この法律において「国家戦略特別区域」とは、当該区域において、高度な技術に関する研究開発若しくはその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業その他の産業の国際競争力の強化に資する事業又は国際的な経済活動に関連する居住者、来訪者若しくは滞在者を増加させるための市街地の整備に関する事業その他の国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる区域として政令で定める区域をいう。

236 （略）